

広島県告示第四百五十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年五月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
坪井上地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成二十三年五月九日広島県告示第四百三十二号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号及び二号は告示で指定した土地に存する標柱五号及び四号と同一とする。

郡市・区	町・丁目	地 番					標 柱 番 号						
呉市	首戸町坪井一丁目	一八一番五	一八一番八	一八一番二〇地先道路敷	一八一番一〇地先道路敷	乙一八一番八	一八一番三二	標柱一号	標柱二号	標柱三号	標柱四号	標柱五号及び六号	標柱七号